

2016年9月5日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 阿部裕美子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策

2016年9月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

東日本大震災・原発事故から5年6ヶ月になろうとしています。

7月の参議院選挙では、32の1人区全てで野党統一候補を擁立、11選挙区で勝利しました。戦争法に反対した市民の共同に後押しされて、野党と市民が力を合わせてたたかった初めての国政選挙です。戦争法廃止・立憲主義回復の大義のもとに結集した市民と野党の共闘は、政治は変えられることを力強く実証しました。福島では、野党統一候補の増子輝彦氏が勝利し、比例代表で福島県から日本共産党のいわぶち友参議院議員が誕生しました。福島・沖縄での現職大臣の落選は、原発再稼働推進・米軍新基地建設など安倍政権の強権的な暴走政治への怒りの表れです。

選挙の結果、自民・公明の与党など改憲勢力が「3分の2」の議席を獲得しましたが、選挙中、改憲について語らなかった安倍首相に国民は改憲発議など「白紙委任」していないことは明らかです。さらに選挙後、第3次安倍第2次改造内閣が発足しましたが、主要ポストはすべて留任、「アベノミクス」と消費税の増税、TPPを推進し、戦争法などを強行してきた政権の骨格は変わりません。しかも、首相に思想的立場に近いタカ派の稲田朋美前自民党政調会長を防衛相に起用し、戦争法の具体化を強めていること、憲法9条2項に狙いを定め、自民党の改憲案をベースに明文改憲を本格化させようとしていることは重大です。

秋の臨時国会をにらみ、安倍政権は過去最大となる総額28兆円超の経済対策を決定、第2次補正予算案の規模を一般会計ベースで4兆1,143億円としました。リニア中央新幹線や港湾整備など大型公共事業を加速する一方で、医療・介護の大改悪を一気にすすめようとしています。巨額の経済対策は「アベノミクス」の破綻を示すものです。さらには、国民の財産である年金積立金の株価運用を拡大し、5兆3千億円の巨額損失を出したことも重大です。

さらに原発政策においても、九州電力川内原発1、2号機に続いて、8月12日、プルサーマル発電の四国電力伊方原発3号機の再稼働を強行しました。老朽原発の運転延長や停止中の原発再稼働、新增設などの動きは直ちに中止すべきです。

一方、与党の「第6次提言」を受け、8月31日政府は、帰還困難区域に関する基本方

針を決定し、福島切り捨てを加速させようとしています。帰還困難区域の拠点を整備し、5年後を目途に避難指示を解除するとし、企業の呼び込みの新たな支援を強化、まちづくりを進めるというものの、帰還できない避難者への支援策はほとんどありません。

これらの動きの中での住宅支援打ち切りは、避難住民に強引に帰還を迫るものであり、山形県知事からも要請を受けているように、避難者支援の主体である県は、避難者への住宅支援等、避難者に寄り添い支援を継続すべきです。

以上の観点に立ち、9月定例県議会に関して下記の項目について要望します。

一、安倍政権による強権政治を許さず、憲法が生きる県政に

(1) 戦争する国づくりについて

1. 安保法制（戦争法）の本格発動を許さず、南スーダンへのPKO自衛隊派遣は行わないよう求めること。憲法9条を生かした立憲主義に基づく政治を行うよう国に求め、災害発生を口実にした「緊急事態条項」を憲法に盛り込むことや、憲法9条2項の明文改憲に反対すること。
2. 核兵器禁止条約の交渉を2017年に開始するとして国連の作業部会の採択を日本政府が棄権したうえ、オバマ米大統領が「核兵器先制不使用宣言」の検討を進めることに安倍首相が反対を表明するなど、唯一の戦争被爆国の首相としてあるまじき姿勢を見直すよう求めること。
3. 7月の参院選で、野党統一候補の支援団体への大分県警による盗撮事件が明らかとなったことは、民主主義の根幹を揺るがす問題です。そのうえ、過去3度にわたり国民の強い批判で廃案となった共謀罪を、安倍首相は「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を変えてこの秋の国会へ再提出をねらっています。戦争できる国へ突き進むことに反対する市民や団体を弾圧し、物言えぬようにする共謀罪には反対を表明すること。
4. 今夏の参院選をめぐるうえは、神奈川県でも一部の高校の18歳の投票率が高かったことを受け、政治的中立を欠く特別の働きかけがあったのではないかとの認識のもとに神奈川県警による問い合わせが行われました。学校教育における「政治的中立」を口実にした政治や行政の介入を認めないこと。

(2) 福島の復興について

1. 自民・公明の与党が8月24日に提出した復興・創生のための第6次提言は、第一原発の廃炉・汚染水対策や県民1人ひとりの復興について現状認識には大きなかい離が生じています。さらに、被災県民には「自立」の名のもとに、避難指示の解除、賠償や避難者支援の打ち切りを一層加速させる内容となっています。県は、複雑かつ困難な状況に置かれている県民1人ひとりに見合う多様な支援が行えるよう、国・東京電力に引き続き加害者責任を求めること。
2. 安倍政権の下で社会保障費の自然増分の削減が続けられていますが、今後も高齢者医療の保険料負担増や病床の再編・削減、介護保険の給付はずしなどが検討されています。県民の受診抑制や県内の医療崩壊を招きかねないことから、改悪中止を国に求めること。

3. 続発している県職員・教員の不祥事への対応については、背景にある原因を分析するとともに、単なるコンプライアンスの徹底や上司による聞き取り等にとどめず、大震災・原発事故被害への対応を余儀なくされている本県職員の特別な事情をふまえ、職員のメンタル面への対応や勤務時間の適正化などの改善を図ること。抜本的には、他県からの応援にとどめず正規職員・正教員を増員すること。

二、福島第二原発廃炉の実現、全国原発再稼働認めず福島事故の原因究明を

1. 国も東京電力も、今もって福島第二原発廃炉を明言しないことに県民は怒りを募らせています。この現状打開のため、県は国と東京電力に対し、あらゆる機会を通じて廃炉を求める強い意志を示すこと。
2. 福島第一原発事故の原因究明のため、国会に再度事故調査委員会の設置を求めるとともに、県としても新潟県の技術委員会に匹敵する専門家の体制で事故調査委員会を立ち上げ検証作業を行うこと。
3. 東京電力が柏崎刈羽原発再稼働のため、原子力規制委員会に審査を求めている問題で、規制委員会は他の原発に優先して審査を行う方針と伝えられた。福島原発事故収束も廃炉作業も困難を極めている下で、東京電力の再稼働は到底認められず、県は福島事故対応に全力を尽くすよう国と東京電力に強く求めること。
4. 原子力損害賠償・廃炉支援機構が、廃炉にかかわり「石棺方式」に言及したことに、その後訂正したとはいえ県民は怒りと不安を募らせている。県は改めて国と支援機構に対し、石棺方式は認められないこと、熔融核燃料の取り出しと全ての核燃料の安全な最終処分に責任を持って取り組むよう求めること。
5. 汚染水対策の強化を東京電力に申し入れるとともに、トリチウムを含む汚染水の海洋放出を認めないよう国と東京電力に求めること。
6. 福島原発の事故収束・廃炉作業に関わる労働者の安全と安定確保のために、同事業を国家プロジェクトに位置づけ、それにふさわしい労働条件を確立すること。また、適切な被ばく管理や将来にわたる生活費・医療費支援等を行うよう求めること。
7. 川内原発に続き伊方原発も8月に再稼働されたが、鹿児島県民は再稼働に反対を表明した三反園新知事を誕生させた。三反園知事は早速、九州電力に運転の停止を求める申し入れを行った。伊方原発も国内最大の中央構造線断層帯に位置し、安全な避難経路も確保できないなど重大な問題が指摘されている。県は、原発事故の被災県として、改めて全国の原発再稼働の中止を国に求めること。
8. 原発に頼らない社会の実現を目指す復興計画を掲げる本県として、原発をベースロード電源とする国のエネルギー基本計画及び原発比率を20～22%とする電源構成の見直し、原発ゼロの政治決断を国に求めること。

三、避難指示解除、避難者、被災者支援について

県は、被災県民一人ひとりのくらしと生業再建こそが福島県復興の基本との立場に立って、避難の有無、帰還するか否かにかかわらず県民に寄り添うきめ細かな対策を講じるよう求めます。

1. 檜葉町は避難指示解除から1年経過しても9割が戻らない現状を踏まえ、避難指示の解除にあたっては市町村長の意向だけでなく避難住民の納得と合意を前提とすること。
2. 帰還困難区域の避難指示解除については、5年後という期間を特定せず、安心して帰還できる条件整備を前提とすること。また、復興拠点に限らず個人が自宅への帰還を希望する場合も、戻れる環境整備を求めること。
3. 避難指示区域の精神的賠償は、2018年3月で打ち切るとしているが、既に解除された地域の帰還の状況を見れば、解除から1年以上経過してもなお避難が継続することや、帰還しても元の生活を取り戻すことは困難であることから、地域の生活実態に応じた賠償を継続するよう国と東京電力に求めること。
4. 「除染で出た土壌のフレコンバックが野積みされたままの所には戻れない」という避難者の声を真摯に受け止め、フレコンバックを処理したのちに避難解除を行うよう国に求めること。
5. 2017年1月以降の農業損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会に明確な指針提示を求め、賠償が継続されるようにすること。
6. 東京電力による一方的な営業損害賠償の打ち切り、値切りに抗議し、被害の実態に応じた賠償が行われるよう国と東京電力に求めること。
7. 自主避難者への住宅無償提供の打ち切りに対して、避難者はもとより他県の首長や議会からも継続を求める声が上がっている。新潟県や山形県では独自の家賃補助の上乗せ措置や独自の支援策が検討されていることを重く受け止め、県は無償提供を継続すること。また、市町村の避難指示により避難した旧緊急時避難準備区域住民についても、国の避難指示区域と同様に扱うこと。
8. 檜葉町避難者への仮設住宅供与を、2018年3月末で終了する方針は撤回し、避難の実態に応じて延長すること。
9. 二本松市東和地区に計画されている仮設焼却施設については、周辺住民との合意のないままの事業開始はしないこと。

四、医療・介護、貧困・子育て支援について

(1) 県民医療について

1. 浜通りの医療体制については新たな施設建設にこだわらず、二次救急医療体制を早期に確立すること。
2. 子どもの甲状腺検査については、長期的視点に立って検査を継続すること。
3. 70歳以上の窓口負担を1割負担に戻すとともに、75歳以上の2割負担は行わないよう国に求めること。
4. 後期高齢者医療については、保険料の特例軽減措置の継続を国に求めるとともに、保険料滞納者への短期被保険者証発行を行わないこと。また、健診は特定健診に匹敵する内容に充実すること。
5. 県の地域医療構想策定は、国の参酌基準にこだわらず、必要な医療供給体制の整備に向け、独自の判断で策定すること。
6. 福島医大に設置される国際医療科学センターの本年開設に向け、必要な看護師確保の

ために、賃金引き上げなど県独自の処遇改善策を行うこと。

7. 原発事故から6年目を迎え、さらに体制強化が求められる「心のケアセンター」は縮小ではなく、さらに取り組みを充実させ、必要な予算措置を講じること。

(2) 介護について

1. 介護保険の「要支援1、2」認定者の保険給付はずしに続いて、「要介護1、2」認定者の訪問介護や通所介護を保険給付から外すことをやめるよう国に求めること。
2. 訪問介護のうち掃除や調理、買い物などの「生活援助」、住宅改修のバリアフリー化等の給付縮小に反対すること。
3. 介護老人福祉施設を増設し、待機者の解消を図ること。
4. 介護報酬のマイナス改定により事業を縮小・廃止する事業者が出ており、介護サービスの供給体制が危ぶまれることから、介護の基本報酬を直ちに元に戻すよう国に求めること。
5. 介護職員確保のための処遇改善を国に求めるとともに、賃金引き上げなど県独自の対策を強化すること。

(3) 障がい者施策について

1. 神奈川県で発生した、障がい者差別の優生思想による殺傷事件は衝撃的な事件です。一切の差別や偏見を許さず、障害のある人もない人も相互に認め合い、だれもが大切にされる社会をつくるために、この事件から教訓を引き出し、障がい者施策のいっそうの充実を図ること。
2. 視力障がい者の安全と転落防止のために、当事者の意見をよく聞き、すべての駅の安全点検と、駅員の配置等の安全対策を実施するよう鉄道会社に求めること。
3. 手話を言語として認め、具体化を促進するための「手話言語条例」を本県においても制定すること。

(4) 貧困・子育て支援について

1. 県は、「子どもの貧困に関する実態調査」にもとづき、県の計画を早期に策定し具体化を進めること。
2. 子どもの貧困の背景にある低賃金・不安定雇用などの労働条件改善のため、必要な法整備を国に求めること。
3. 増加している児童虐待に対応するためにも、児童相談所の一時保護所を含む施設整備と児童福祉士の増員で、遅れている本県の体制整備を進めること。
4. 世代間の支え合いによる子育て環境や、高齢者の見守りの充実などを目的に創設された福島県多世代同居・近居推進事業については、抽選ではなく対象者すべてに適用できるよう予算を増額すること。また、今年度以降に契約した世帯についても適用とするなど、事業の目的に沿って柔軟な対応を行うこと。
5. 県の住生活基本計画の見直しにあたっては、低賃金の単身青年も入居対象とすること。民間借り上げ住宅に入居する低所得世帯への家賃補助を盛り込むこと。

6. 待機児童のカウンターの仕方を国が見直すとしていることをふまえて、適正な認可保育所の整備にむけ、市町村を支援すること。

五、すべての子どもにゆきとどいた教育を

1. 県内の特別支援学校の教室不足、過大・過密、長距離通学を解消し、児童・生徒が安心・安全な環境で質の高い豊かな教育を受けられるよう、県の特別支援学校全体整備計画及び指針の見直しを行い、県内各地から上がっている新設の要望に応えること。その際、新たな施設設置にあたっては、空き教室や廃校利用にとどめず、必要な機能を具備した特別支援学校を整備すること。また、たむら支援学校の開校後も、あぶくま養護学校に通学を希望する児童生徒の通学バスを確保すること。
2. 学校給食費の無償化を県として実施し、市町村を支援すること。
3. 給付型奨学金制度を県として創設すること。
4. 就学援助制度を周知徹底し、活用を促進するよう市町村を支援すること。
5. 全国からみても遅れている小中学校の耐震化を促進し、子どもたちの安全と災害時の避難所機能を高められるよう、市町村を支援すること。
6. 原発事故により特別の困難を強いられている県内全ての子どもたちに、ゆきとどいた教育が行われるよう、全学年で30人学級を実施すること。

六、地域経済を担う農林水産業、中小商工業、観光の再生復興へ

(1) 農林水産業について

1. 農業と地域経済を壊すTPP推進政治への農業者の怒りは大きいことから、TPPからの撤退を引き続き国に求めること。
2. 避難地域での営農再開については、長期的視点で放射線量を測定し栽培可能な作物を選定するなど、農家が希望を持って再開できるよう支援を強化すること。支援策については、既存制度にこだわらず小規模農家も支援し担い手の育成を図るとともに、風評対策を強化すること。
3. 原発事故後に増加した死亡牛の対策については、今後自給飼料の活用が高まることを踏まえ、土壌・牧草・牛の血液検査をきめ細かく行えるようにするとともに、賠償を含めた営農支援を強化すること。
4. 農地の表土放射線量が、1平方メートル当たり4万ベクレルという労働安全衛生法による放射線管理区域の基準を超える箇所が無数にあることから、農業者を守る被ばく管理の法整備を国に求めること。また、農地の放射線量の一筆調査を実施すること。
5. 森林の賠償に関し、個人の山の境界が不明のため支障をきたしていることから、境界画定の支援制度の周知を図るなど賠償が進むよう支援すること。
6. 漁業の本格操業を視野に、迅速・簡便な放射能検査体制をさらに強化すること。

(2) 中小商工業、観光業について

1. 特養ホームや保育所の増設、市町村の学校耐震化、住宅やリフォーム助成制度の創設等により、地元中小企業の仕事興しを支援し、地域循環型の経済政策を推進すること。

2. 中小企業への支援と一体に、最低賃金を直ちに1,000円に引き上げるよう求めること。
3. 避難地域の事業者が避難地域外で事業再開する場合も、4分の3の補助が受けられるよう制度を見直すこと。
4. いわき市好間中核工業団地に計画されている石炭火力発電所は、いわき市の中心部であり、CO₂・PM2.5・重金属排出など環境破壊を懸念する声が出されていることから、建設中止を求めること。また、県は、これ以上の石炭火力発電所建設を認めない立場に立つこと。
5. 県は再生可能エネルギー先駆けの地を目指すにふさわしく、地産地消型の再生可能エネルギー推進のための支援を強化すること。
6. 小名浜港の港湾整備計画の策定に当たっては、地球温暖化対策に逆行する石炭火力発電所の増設を前提としないこと。
7. 被災地への視察や再生可能エネルギーの先進的取り組みの視察など、震災前に戻っていない観光客の誘致に力を尽くすこと。

七、災害に強い県づくりについて

1. 県内に甚大な被害をもたらした「8.5水害」から30年目を迎えるが、その後も大規模な豪雨被害が頻発していることから、最近の異常気象も踏まえた災害対策をさらに強化すること。
2. 除染対象外とされている河川の堆積土砂を除去し、災害発生を防止できるよう、国に堆積土砂の処理方法を含め対策を求めること。また、側溝についても除染対象外とされている地区で、堆積土砂が撤去できないために道路の雨水があふれ住宅の床下浸水等の被害が発生していることから、側溝堆積土砂を除去する仕組みづくりを国に求めること。
3. 熊本地震でも被害が大きかった、古い木造住宅の耐震化が進むよう市町村を支援すること。
4. 災害時における「福祉避難所」を実効あるものにするよう市町村を支援すること。

以 上